



多古高校主権者教育 議場に高校生が来訪

1月17日、多古高等学校1年生が主権者教育の一環として、議場見学に行ってきました。多古町議会からは議長と議会運営委員長が出席し、実際の議会を模した進行がなされました。那須委員長からは議会の運営など議員視点での話があり、議会事務局からは議場の設備や多古町議会のあらましについて説明がありました。



議場で説明を受ける高校生

小学生議会体験 第一小6年生が町政を問う!

1月18日、多古第一小学校6年生が議場見学をしました。教育委員会の職員から議会や議場について説明を受けたあと、質問をする議員役と答弁をする執行部役に分かれ、模擬議会を行いました。議員役の児童は、農家が減っている問題や通学路のことなど、日ごろから感じていることを質問し、町執行部役の児童は町職員が作成した答弁原稿を読み上げ



議員役10名、執行部役10名で模擬議会を行う小学生

ました。終了後に「緊張した!」と話す児童たちでしたが、はきはきとした元気な声で自分たちの議会を作り上げていました。

議員研修 実例を交えて講演



2月6日、多古町役場を会場に議員、執行部が参加し、香川純一氏(議会事務局実務研究会事務局長)による「あらためて考える議会という舞台」と題した講演が行われました。議員・執行部・住民にとっていい一般質問とはどういうものか、注意したい発言やその



取り消しなど、実例を交えた内容は非常にわかりやすく、充実したものでした。この研修で学んだことを生かし、よりよい議会を目指します。

傍聴手続きが
変わります



受付簿にご記入いただく形から、**受付票に記入、受付箱に提出**する形へ変わります。



傍聴席へお入りの際は傍聴規則を確認の上、傍聴札を携帯してください。

問 国の幼児教育制度に 上乘せ等の考えは

答 今後研究、検討していかねければならないと考えます

幼児保育無償化の影響は

問 国は10月より、すべての3歳から5歳児と、住民税非課税世帯の0歳から2歳児を対象に、幼児教育を無償化します。今制度改正による影響を伺います。また、幼稚園2号認定についての利用料はどのようになりそうですか。

町長

幼児教育無償化は質の高い幼児教育を保障することにも、子育て世代の経済的負担軽減を図る、極めて重要な施策であると考えています。多古こども園の影響額は400万円と予想され、これらは保護者の負担軽減をするものです。2号認定については無償化の範囲内です。

問

無償化には、給食費は含まれず実費徴収になります。また、0歳から2歳児については所得制限を設ける形となり、段階的に一番高い保育料で月6万円ほどの負担となります。本当に少子化対策と言っ



無償化の影響はあるのか

らば、所得制限を設けず、完全無償化すべきと思います。国の制度に町独自の上乘せ等のお考えはありますか。

町長

今回は国の制度でありがたは対象外であり、また10月からの実施など非常に混乱を来す内容であると私は思っています。本町の少子化が極めて深刻である現状を考えれば、今後研究、検討していかねければならないと考えます。

同意を得てからの交付を

問 所管の税務署や国税庁等の求めに応じて、住民票の写しが本人に無断で交付されている事実が



石渡悦子 議員 (所要時間60分)

明らかになり、問題となっています。本町の現状を伺います。

町長

国税通則法第74条の12第6項による請求であり、住民基本台帳法第12条の2の規定に基づき、交付を行っています。

問

国税庁関係の住民票交付請求件数は、平成27年から30年の4年間で226件、交付件数は212件です。本人確認はどのような状況ですか。

住民課長

国または地方公共団体の機関からの住民票の写しについての交付請求は、本人の同意を得ることは根拠法上必要のないもので、同意は得ていません。国税庁を含め、請求を必要とする事務の内容は、いわゆる税務調査等です。国に対するこの件の要望、要請にたいして総務省の回答は「国税通則法74条12は官公庁等への協力要請であり、自治体判断となる」としています。納税者の私的利益については個人情報第三者に漏れ

ることによって、詐欺被害やストーカー被害等の可能性はネット環境が整備される以前に比べ、格段に高まっている背景がありますので厚く保護される必要があります。請求に対しては、やむを得ない場合を除き、本人同意の確認を原則として無断で交付しないよう求めます。

住民課長

個人情報の目的外使用、外部提供は制限されています。例外規定にありますが、法令に基づいて利用・外部提供を求められており、国または地方公共団体の機関からの請求はこれに当たると考えます。

このほかの質問

【教育行政】

- ・ 就学援助制度の拡充について
- ・ 教職員多忙化解消について
- ・ 少人数学級編制について

※国税通則法第74条の12第6項：国税庁や税関の職員は、国税に関する調査が必要がある時、政府関係機関等に参考となる帳簿書類等の物件の閲覧、提供などの協力を求めることができる旨の条文。
※住民基本台帳法第12条の2：国、地方公共団体の機関は、法令で定める事務に必要な場合、市町村長に対し、住民基本台帳に記載された他条文に掲げられた事項の記載を省略した住民票の写し、規定された事項に関する住民票記載事項証明書の交付を請求することができる旨の条文。